

各種委員日当支給規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人千賀の浦福社会の各種委員に対する日当支給については、この規程の定めるところによる。

(各種委員)

第2条 各種委員とは苦情処理第三者委員、入所判定委員会委員、入所検討委員会委員、評議員選任・解任委員会委員及び評議員とする。

(日当)

第3条 理事長又は施設長が招集した会議に各種委員が出席したときは1日につき7,000円の日当を支給する。

2 法人の職員が各種委員に就任している場合には、前項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成15年12月 5日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。